

資料 1

筑紫野市地域福祉計画の概要

1 概要

(1) 地域福祉計画について

市町村地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に定められており、地域住民の合意を形成して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むための一つの有力な手段として、平成 12 年改正法により定められたものです。（施行は平成 15 年 4 月 1 日）

同法には、地域福祉計画を策定し、または変更するときは、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものと定められています。

また、策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があるときは計画を変更することも定められています。

社会福祉法（抜粋）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 第二次筑紫野市地域福祉計画（改訂版）について

第二次筑紫野市地域福祉計画（改訂版）（以下、第二次改訂版）の計画期間は、令和 3 年度から令和 6 年度まででした。

第二次改訂版では、第二次計画（前期）の成果を示すとともに、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、この実現を目指して 4 つの基本目標に沿って施策を推進しました。

また、成年後見制度利用促進基本計画を計画の一部として新たに策定しました。

(3) 第三次筑紫野市地域福祉計画について

第二次改訂版の計画期間終了に伴い、令和 7 年 3 月に第三次筑紫野市地域福祉計画を策定しました。計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間としています。

第三次計画では、第二次計画の基本理念を継承するとともに、「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、新たに 4 つの基本目標を定めています。行政のみならず各種団体や住民も主体となって今後より一層、地域福祉を推進していくことで、地域共生社会の実現を目指します。

また、計画の一部として、第二次成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、筑紫野市再犯防止推進計画を新たに策定しました。

2 筑紫野市地域福祉計画等の経過

時期	内容
平成 17 年 3 月	(第一次) 筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 計画期間：平成 17 年度～平成 26 年度
平成 22 年 3 月	(第一次) 筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（改訂版）策定 計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度
平成 23 年度	筑紫野市地域福祉推進条例施行
平成 27 年 3 月	第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 計画期間：平成 27 年度～令和 6 年度
令和 3 年 3 月	第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（改訂版）策定 計画期間：令和 3 年度～令和 6 年度
令和 7 年 3 月	第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度